**導入促進負担リース　再貸付用**

○○○○施設再貸付契約書（導入促進負担リース）（例）

　〇〇農業協同組合　代表理事組合長　〇〇　〇〇（以下「甲」という。）と《農　家　名》　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）から借り受ける公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「協会業務方法書」という。）附則第４項の規定に係る施設（以下「再貸付施設」という。）の再貸付けに関し、協会業務方法書、公益財団法人畜産近代化リース協会協会業務方法書実施要領（以下「協会業務方法書実施要領」という。）及び公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領（以下「導入促進負担リース実施要領」という。）の趣旨に即して実施することを旨として、下記の条項により契約する。

記

（再貸付施設等）

第1条　再貸付施設の仕様、数量及び取得価額等は、別表１のとおりとする。

（再貸付期間）

第2条　再貸付期間は、別表１に定めるとおりとする。

（再貸付料）

第3条　再貸付料は、協会業務方法書附則第４項に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料及びその額に対応する消費税相当額並びに導入促進負担リース実施要領第６に定める算出方法に基づき算定された附加貸付料の合計額であって、別表２に定めるとおりとする。

（再貸付料の納入）

第4条　乙は、甲に対し、別表２に記載の再貸付料を、甲の定める期限までに甲の指定する金融機関に払い込むものとする。

**２　乙は、甲に対し、前項の規定による再貸付料のほか、再貸付けに係る事務手数料として負担残取得価額の〇％に相当する額（税込）を、甲の定める期限までに甲の指定する金融機関に払い込むものとする。**

（再貸付施設の検収）

第5条　乙は、販売業者が再貸付施設を別表１の設置場所に搬入、据付けしたときは、協会業務方法書第１４条並びに導入促進負担リース実施要領第１１及びこれに基づき協会が定めた「導入促進負担リースに係る貸付施設の購入方法等」の４に定めるところにより甲の指導立会のもとに検収を行うものとし、検収終了後速やかに検収調書を、甲及び（販売業者を通じて）協会に提出するものとする。

（再貸付施設の瑕疵）

第６条　検収終了後再貸付施設に瑕疵があった場合、甲は乙に、その責任は負わないものとする。

２　前項の事由によって乙が損害を受けたとき、乙が第４条の義務を履行している場合は、甲は当該施設の販売業者に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

３　前２項の場合にも、この貸付契約は変更されないものとする。

（公租公課）

第７条　乙は、当該再貸付施設に係る固定資産税その他公租公課を納付するものとする。

（損害保険）

第８条　甲は、別表１の再貸付施設について協会が付した損害保険に関し、別表２に記載の保険料負担額を乙から徴収するものとする。ただし、別表１の備考欄に「要保険」と指定する再貸付施設については、乙は、協会業務方法書第９条第２項ただし書に基づき、初年度再貸付施設の取得に要した額（次年度以降は、当該取得に要した額から納入済貸付料（附加貸付料を除く。）の額を差し引いて得た額以上の額）を保険金額とする保険（原則として、協会を保険金受取人としたものとする。）に付し、再貸付期間中これを更新し存続することとするものとする。

２　乙は、甲から指示があったときは、前項ただし書の保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

３　再貸付施設に保険事故が発生した場合、協会に支払われた保険金は、次のいずれかの費用に要する金額を限度として、使用されるものとする。

　（１） 第１４条(１)の乙の負担する経費への支払充当

　（２） 第１４条(２)の精算に要する経費への充当

（再貸付施設の管理と使用）

第９条　乙は、善良な管理者の注意義務をもって再貸付施設を管理し、使用するものとする。

２　乙は、正常な機能の維持、管理のための補修、修理、定期検査その他一切の維持手入れ等を行い、その費用を負担するものとする。

３　乙は、甲が別表１に指定した協会の標示（リース番号）及び補助事業の標示を、協会が指示する方法により再貸付施設に標示するものとする。

４　乙は、再貸付施設の保管使用によって第三者に損害を与えた場合はその額を賠償するものとする。

５　乙は、甲の書面による承諾を得なければ、再貸付施設を設置場所以外に移転しないものとする。

（再貸付施設の現状変更）

第10条　乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、再貸付施設に他の物件を付着させ、改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしないものとする。

２　前項の場合に甲の要求があったときは、乙は、無償でその効果を当該再貸付施設に帰属させるものとする。

（再貸付施設の譲渡等の禁止）

第11条　乙は、再貸付施設を他に譲渡し、甲の書面による承諾を得ないで第三者に使用させ、その他甲及び協会の権利を侵害するような行為をしないものとする。

２　乙は、再貸付施設について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するものとする。

３　前２項の場合に甲が必要な措置をとったときは、乙は甲及び協会の負担した一切の費用を弁償するものとする。

（再貸付施設の目的外使用の禁止）

第12条　乙は、再貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならないものとする。

（再貸付契約の中途解約の禁止）

第13条　乙は、本契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、特別の事情があり、やむを得ない事由があると甲及び協会が認めた場合、乙は畜産特定補助リース実施要領第６により読み替えて適用する協会業務方法書第１３条第４項に定める方法により算出された精算額で買い取って解約することができる。

（再貸付施設の滅失、毀損）

第14条　再貸付期間中、乙の責に帰すべき事由により再貸付施設の滅失、毀損が生じた場合は、次によって処理するものとする。

　(１) 当該再貸付施設が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

　(２) 当該再貸付施設が滅失し又はその使用が著しく困難となったとき（所有権の侵害を含む。）は、乙は導入促進負担リース実施要領第９により読み替えて適用する協会業務方法書第１３条第４項に基づく精算額で償うものとし、その償いの完了と同時に再貸付契約は終了するものとする。

（再貸付契約の変更）

第15条　甲は、協会との間の貸付契約の履行に支障が生じない範囲で必要があるときは、乙との合意の上、再貸付契約を変更することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第16条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

(１) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに　準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(２) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

(３) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(４) 再貸付施設が譲渡されるまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

　　①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

　　②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

　２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約違反等）

第17条　乙が本契約に定める条項の一つでも違反したときは、甲は、次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

（１） 違約金の支払請求（支払延滞期間の延滞金は、国税に係る延滞税に適用されている割合で算出する。）

（２） 契約の解除及び精算額による再貸付施設の買取請求

　（３） 損害賠償の請求

　（４） 再貸付施設の返還請求

　（期限の利益の喪失）

第18条　乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの通知催告等がなくても、乙は甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、甲の指示により債務を弁済するものとする。

1. 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。

　（２） 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

　（３） 前号の他、乙が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき、若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、又は自ら営業の廃止を表明したとき等、支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

　（４） 乙（連帯保証人を含む。）の預金その他の甲に対する債権について仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。

２　乙（乙の包括承継人を含む。以下同じ。）について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、甲からの請求によって、乙は甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、甲の指示により債務を弁済するものとする。

　（１） 乙が甲との取引約定に違反したとき、又は甲への報告若しくは甲へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容があることが判明したとき。

　（２） 乙の責に帰すべき事由によって、甲に乙の所在が不明となったとき。

　（３） 乙が暴力団員等若しくは第１６条第１項各号のいずれかに該当し、若しくは同条第２項各号のいずれかに該当する行為をし、又は同条第１項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

　（４） 乙が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、乙が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡り及び支払不能が６か月以内に生じた場合に限る）。

　（５） 乙について、営農の中止、氏名若しくは名称の変更、法人格の変更（法人化・法人形態の変更等）、事業承継の事由が生じたため、貸付契約の変更又は解除をすべきであるにもかかわらず、必要な手続をすることを、正当な理由なく著しく遅滞したとき。

　（６） 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。

３　前項の場合において、乙が住所変更の届出を怠る、又は乙が甲からの請求を受領しないなど乙の責に帰すべき事由により、請求が延着し若しくは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

４　第２項第３号の規定の適用により、乙に損害が生じた場合にも、甲に何らの請求をしないものとする。又、甲に損害が生じたときは、乙がその責任を負うこととする。

　（補助金の返還等の場合）

第19条　貸付施設を使用する事業の中止その他の理由により、補助金の交付がなされなかった場合又は返還を求められた場合には、次により、乙は甲に対し損失補填金等を支払うものとする。

　（１） 補助金の全額又は一部が、貸付開始から相当の期間内に交付されなかったとき（補助金の全額又は一部の交付が取り消された場合及び補助金の申請を取り下げた場合を含む。）は、その原因又は理由の如何を問わず、乙は、甲に対して交付されていない補助金に相当する額を損失補填金として、甲の指示により支払うものとする。

　（２） 甲が指定支援団体から補助金相当額の全部又は一部の返還を求められたとき（専ら甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。）は、乙は、甲に対してその返還額に相当する額を損失補填金として、甲の指示により支払うものとする。

　（３） 前２号の場合において、甲が加算金、延滞金等の請求を受けたときは、乙は、甲に対してその請求額に相当する額を、甲の指示により支払うものとする。

 （４） 第１号又は第２号においても本契約の有効性に何ら影響を与えるものではなく、乙は、これを理由として本契約の解除又は解約を甲に請求することはできないものとする。

（帳簿の備付け）

第20条　乙は、再貸付施設について帳簿を備え、当該再貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、再貸付期間終了まで保管するものとする。

（検査及び報告）

第21条　甲は、何時でも再貸付施設の管理、使用状況を検査することができるものとする。

２　乙は、当該施設の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならないものとする。

３　乙は、甲の求めに応じて再貸付施設の管理、使用状況を報告しなければならないものとする。

（再貸付期間終了時の再貸付施設の譲渡）

第22条　再貸付期間が終了し、乙が義務事項を履行している場合は、甲は乙に再貸付施設を別表２の譲渡価額等で譲渡するものとする。

２　譲渡価額等の納入期限は、別表２に記載のとおりとし、再貸付施設の譲渡日は、協会業務方法書実施要領第１６の２に定めるところによる。

（その他）

第23条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

　上記契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

　　令和　　年　　月　　日

住所

甲　　　〇〇農業協同組合

　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事組合長　　〇　〇　　〇　〇　　㊞

　　　　　　　　　　　乙　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

別表１



（注）本表は、当該貸付施設に係る協会と借受者（農協）との間で締結された貸付契約書の別表１に、即したものにしてください。

【貸付期間６年の場合】

　　別表２



（注）最終借受者から徴収する再貸付料（再貸付事務手数料を除く。）は、当該貸付施設に係る協会と借受者（農協）との間で締結された貸付契約書の貸付料の水準を超えないように措置してください。

別表２－②

